

第6次斜里町行政改革実施計画(案)

(平成31年度～平成35年度)

平成31年1月

斜 里 町

第 6 次 斜 里 町 行 政 改 革 実 施 計 画

実施(検討)年度	
←→	検 討
←→	変 更
↔	実 施

基本方針：Ⅰ 行政サービスの見える化と協働の推進

改革項目：1 行政サービスの見える化の推進

推進項目	実施項目	具体的な取組事項	実施（検討）年度					改革の効果	備 考
			31	32	33	34	35		
(1) 積極的な情報提供の推進	1) 自治基本条例の普及啓発	自治基本条例の趣旨、考え方、現状などについて、各自治会や学校等への出前講座や広報紙等で啓発に努めます。	↔					・自治基本条例の継続的な普及啓発により、住民参画と協働に係る意識の浸透を図ることができる。	
	2) 行政情報の積極的発信	①情報公開条例に基づき、町が保有する公文書を適切に開示します。 ②審議会や統計等の資料をはじめ、多様な行政情報を提供します。	↔					・行政情報を幅広く閲覧できるようになることで行政情報の共有が推進される。	
	3) 文書管理システムの導入	文書管理システムを導入し、適切なデータ管理・運用を進め、町民との共有財産である公文書の情報公開に努めます。	↔					・適切なデータ管理・運用、業務の効率化、検索効率の向上につながる。	

基本方針：Ⅰ 行政サービスの見える化と協働の推進

改革項目：Ⅰ 行政サービスの見える化の推進

推進項目	実施項目	具体的な取組事項	実施（検討）年度					改革の効果	備考
			31	32	33	34	35		
(2) 効果的な情報発信の推進	1) 多様な広報媒体の活用	<p>多様化する情報社会の中で、より見やすく、分かりやすいかたちでの情報を効果的に提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者や目的に合わせ、ICTの活用を図りながら情報の提供を行います。 レスポンス化やWEB申請などに対応したホームページにリニューアルし、PCのみならずスマートフォンやタブレットでの利用向上を図ります。 						<ul style="list-style-type: none"> 情報の電子化により、検索や必要な情報の確認が容易になる。 ホームページへの情報の掲載を簡素化するとともに、各種申請手続きが可能となる。 	<p>※ICT ICTは「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指します。</p> <p>※レスポンス パソコン、タブレット、スマホなどのデバイスに関係なく、画面サイズに応じて、最適なサイト表示をするウェブデザインの手法。</p> <p>※WEB申請（電子申請） 申請や届出などの行政手続を、インターネットを利用して行えるようにすること。</p>
	2) 情報の鮮度や頻度、内容の充実	<p>多様で細やかな情報発信を進めるため発信頻度やタイミング、有効性などについて調査検討を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ほっとメールしゃりの活用促進のため配信情報の選択操作の簡素化等を検討します。 細やかで鮮度の高い発信を充実するため、定期的な職員研修を実施します。 各種調査等を通じて知りたい事や興味があることの把握に努めます。 						<ul style="list-style-type: none"> 早期の情報発信が行われることで、各自の予定が立てやすくなり、身近なものとして捉えられることの期待ができる。 必要なカテゴリを簡単に選択し登録や削除が可能となる。 情報を発信するための判断基準を標準化することで、情報の幅が広がる。 町民等が知りたい事やニーズを把握し情報を発信することができる。 	

基本方針：I 行政サービスの見える化と協働の推進

改革項目：2 町民参加と協働の推進

推進項目	実施項目	具体的な取組事項	実施（検討）年度					改革の効果	備考
			31	32	33	34	35		
(1) 協働による地域活動の推進	1) 協働のための地域の活動支援	<p>協働による取組みを推進し、自治会等を中心とした協働による地域活動を引き続き支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期協働のまちづくり推進事業の検討 						<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等を支援することにより幅広い取組みが期待され、協働の推進を図ることができる。 	
	2) 自主防災組織活動等への支援	<p>自主防災組織への活動支援及び未結成自治会への結成に向けた支援を継続します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織結成重点地区を選定し、組織の結成に向けて支援します。 ・様々な機会を通じ、自主防災組織の必要性について浸透を図ります。 ・災害時要支援者個別計画の策定を支援します。 ・コミュニティ助成事業等を活用し自主防災組織への助成を行います。 						<ul style="list-style-type: none"> ・地域における防災意識の向上 ・自主防災組織の組織率向上 	
	3) ボランティア団体等の育成及び活動支援	<p>公益的な活動を行うボランティア団体や社会教育（文化・体育）団体等の育成、活動に対する支援を図り、協働事業との効果的な連携及び協力を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりや団体活動を支えるスタッフ育成の支援 ・認知症サポーター育成の支援 ・災害時等ボランティア育成スタッフの支援及び支援者受け入れ体制の整備 						<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体等へ活動支援を行うことで、住民のボランティア活動への参加機会の拡充が図られる。 	

基本方針：Ⅰ 行政サービスの見える化と協働の推進

改革項目：Ⅱ 町民参加と協働の推進

推進項目	実施項目	具体的な取組事項	実施（検討）年度					改革の効果	備考
			31	32	33	34	35		
(2) 町政参画を促す施策の推進	1) 町民の参画機会の拡充	①各行政分野において、幅広い年代の町民、企業や学校と取り組める事業の拡大を検討します。 ②まちづくりの中心となる若者の声を反映させるための体制づくりを検討します。						・町民、企業、学校など多様な人、組織が、町政へ参画する機会が拡大します。	
	2) 審議会委員等の公募制と女性参画の推進	①無作為抽出による公募委員登録制度を推進します。 ②審議会、懇談会等への女性の参画を推進します。						・各種計画や政策等の形成過程に広く町民参加を促進することが可能となり、町民のまちづくりへの参加意欲の向上が見込まれ、多様な意見の反映により審議会等の活性化が図られる。	
	3) 町民から意見反映機会の充実	住民との情報共有、町政への住民参加の機会の充実を図ります。 ・パブリックコメント制度の実施 ・移動町長室の実施 ・自治会との懇談会の実施 ・幸福度調査の実施 ・町民意識調査の実施						・政策等の意思決定にあたり住民の有益な意見や情報を得ることによって内容をより良いものにすることができ、町政への住民参加が推進される。	

基本方針：Ⅱ 効果的・効率的な行政運営の推進

改革項目：1 効果的・効率的な行政システムの構築

推進項目	実施項目	具体的な取組事項	実施（検討）年度					改革の効果	備考
			31	32	33	34	35		
(1) 事務事業の効率化	1) 行政サービスアウトソーシング等の推進	①民間活力が期待される下記業務の民間委託を検討します。 ・総合窓口業務 ・電話交換業務（ダイヤルイン化の検討を優先する） ・学校給食調理業務 ・保育園調理業務 ・広報作成編集業務 ・図書館窓口業務 ・居宅介護支援事業所	←				→	・行政事務のスリム化と民間雇用の拡大が図られる。 ・民間活力の活用により質の向上が期待される。 ・「トプランナー方式」対象業種の一部委託により交付税収入増が期待できる。	※アウトソーシング（外部委託） アウトソーシングは外部（アウト）からの調達（ソーシング）を意味します。 ※ダイヤルイン 多数の電話を持つ事務所などで、交換設備を通さずに外部から直接個々の電話につながる方式。 ※マイキープラットフォーム マイナンバーカードのマイキー部分（ICチップの空きスペースと公的個人認証の部分で、国や地方自治体といった公的機関だけでなく、民間でも活用できるもの）を活用して、公共施設などの様々な利用者カードを1枚にするとともに、各自治体の行政ポイントなどをクラウド化することに併せ、クレジットカードなどのポイントやマイレージを地域経済応援ポイントとして全国各地に導入・合算し、様々な住民の公益的活動の支援と地域の消費拡大につなげることを目的としたもの。
		②指定管理者制度の活用について、再検討します。	←				→	・行政サービスの効果的、効率的な運営が図られる。	※マイナポータル マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。子育てに関する行政手続がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりします。
	2) 事務事業評価の推進	すべての事務事業（条例、要綱、予算事業）及び団体補助金について一定年数毎に再評価を行い、予算編成に反映させる新たな仕組みを既存の事務事業評価スキームに追加して実施します。	←	→	←	→	→	・従来の単位施策レベルより深い階層まで再評価することにより、事業評価システムの深化と馴れ合い防止が図られ、事業の長期化抑制とスクラップ＆ビルド推進が期待できる。	
3) ICTの活用による住民の利便性向上	3) ICTの活用による住民の利便性向上	①マイキープラットフォームを利用した自治体ポイントの活用を検討します。	←				→	・マイナンバーカードの普及促進に繋がり、町の公共施設や商工観光の利用促進に繋がる。	
		②マイナポータルを利用した各種サービスの活用を検討します。	←				→	・住民の利便性向上に繋がる。	

基本方針：Ⅱ 効果的・効率的な行政運営の推進

改革項目：1 効果的・効率的な行政システムの構築

推進項目	実施項目	具体的な取組事項	実施（検討）年度					改革の効果	備考
			31	32	33	34	35		
(1) 事務事業の効率化	4) ICT を活用した業務の効率化、高度化の検討	①電子決裁システムの導入を検討します。	←				→	・意思決定の迅速化と業務の効率化が図られる。	※電子決裁システム 電子決裁とは、書類や回議文書や帳票などの決裁のプロセスを電子化し、パソコン上で事務処理を行うようにすること。
		②ペーパーレス会議システム、ウェブ会議システムを導入します。	←	→	←	→		・会議運営効率の改善、資源の節約や用紙代・印刷費削減が図られる。	※ペーパーレス会議 ペーパーレス会議とは会議に使用する資料を紙（印刷物）ではなく、デジタルデータをPCやタブレット端末で代替して行う会議です。
		③地域包括ケアシステム構築のための情報システム共通基盤の構築を検討します。	←				→	・医師、訪問看護師、ケアマネなどの他職種間の情報共有が図られ、効果的、効率的な在宅医療・介護等サービスを提供することが可能となる。	※Web 会議システム Web 会議システムは、遠隔拠点とインターネットを通じて映像・音声のやり取りや資料の共有などを行うことができるコミュニケーションツールのことを指します。
		④職員の自宅や外出先での勤務を認めるテレワーク（在宅、モバイルワーク）を試行します。	←	→	←	→	試行	・柔軟な働き方が可能となり、多様な人材の確保と活用推進に繋がる。 ・職員のワークライフバランスの充実も期待。	※モバイルワーク 決められたオフィスで勤務する働き方ではなく、時間や場所に縛られず、ICT（情報通信技術）を活用して柔軟に働く「テレワーク」の一形態です。
		⑤データの管理・整理について統一したルールを作成し、各課で管理されているデータの一元管理を検討します。	←				→	・データ総量の削減や検索性が向上することで、業務の効率化が図られる。	
		⑥GPS を活用した除排雪やごみ資源物収集を推進します。	←				→	・作業効率化と安全性が向上。作業員の経験不足にも対応。	

基本方針：Ⅱ 効果的・効率的な行政運営の推進

改革項目：1 効果的・効率的な行政システムの構築

推進項目	実施項目	具体的な取組事項	実施（検討）年度					改革の効果	備考
			31	32	33	34	35		
	5) 公共施設等管理マネジメントの推進	<p>①町が直接管理運営を行う施設の管理業務の一元的管理を担う担当部署を設置します。</p> <p>②将来的な公共施設の管理一元化に向けたロードマップとアクションプランを作成します。</p>						<p>・公共施設管理の有機的な連携が図られ、安全安心、持続的な管理ができる。</p>	<p>※ロードマップ 物事の展開していく過程を示した計画案のこと</p> <p>※アクションプラン 政策や企画を実施するための基本方針（行動計画）のこと。</p>
(2) 効果的・効率的な組織体制の確立	1) 効果的・効率的な組織・機構の確立	<p>①機動的な人員配置と柔軟な組織体制により、事務執行体制の最適化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民にもわかりやすい形での大課・大係制の検討を進めます。 ・係職の課単位発令を実施し、職員の流動体制を図ります。 ・兼職発令を減らし、職位に求められる役割や能力を発揮できる体制を進めます。 ・土地開発公社の解散に向けて検討し、手続きを進めます。 <p>②部内、部局間の連携強化を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通する事業の計画や見直し、広く連携が必要とされる業務においては、庁内にプロジェクトチーム等を設置して対応します。 						<p>・職員の協力体制の促進、業務の繁忙調整、職員間の業務量調整、迅速な意思決定が図られる。</p>	
		<p>②部内、部局間の連携強化を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通する事業の計画や見直し、広く連携が必要とされる業務においては、庁内にプロジェクトチーム等を設置して対応します。 						<p>・多様化する行政需要、課題に対し、庁内連携を図ることにより、効率的な組織運営と迅速な事務処理対応が可能となる。</p>	

基本方針：Ⅱ 効果的・効率的な行政運営の推進

改革項目：1 効果的・効率的な行政システムの構築

推進項目	実施項目	具体的な取組事項	実施（検討）年度					改革の効果	備考
			31	32	33	34	35		
(2) 効果的・効率的な組織体制の確立	2) 職員の定員適正化	①職員の計画的な定員管理に努めます。 ・再任用職員の配置により、業務量に応じた安定した行政運営を進めます。 ・再任用職員、常用職員を含め、現行職員数を基準とした定員管理に努めます。（病院職員を除く。） ・H30年4月1日 職員数 171名						・業務量に応じた適正な職員定数となる。 ・再任用職員の配置により、高度な行政経験を活かした業務の推進が行われる。	
		②会計年度任用職員制度導入に併せて、臨時的任用職員の任用要件の検討を行い適正配置に努めます。						・行政需要に応じた職員の確保が図られる。 ・採用方法や任期等が明確化され、適正な運用が確保される。	

基本方針：Ⅱ 効果的・効率的な行政運営の推進
 改革項目：2 職員の人材育成の推進

推進項目	実施項目	具体的な取組事項	実施（検討）年度					改革の効果	備 考
			31	32	33	34	35		
(1) コンプライアンス等の徹底	1) 町民の信頼確保に向けた公務員倫理の徹底	①職員のコンプライアンスの推進や職務専念義務の意識を徹底し、町民の期待に応える信頼性の高い町政運営を進めます。	←→					<ul style="list-style-type: none"> 公平、公正な行政運営に資する。 町民の信頼の確保につながる。 	※コンプライアンス 法令順守のこと。
		②職員の公益通報の取り扱いを定めたコンプライアンスの推進に関する要綱を定めます。 また、懲戒処分等の審査体制を構築します。	←→					<ul style="list-style-type: none"> 公平、公正な行政運営に資する。 町民の信頼の確保につながる。 	
	2) 情報資産の適正な管理・運用	①情報セキュリティマネジメントとして、斜里町情報セキュリティポリシーの徹底を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ研修 報告書作成や監査 見直し・改善 	←→					<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティマネジメントの実施サイクルを継続的に回すことにより、情報セキュリティ対策の向上につながる。 事務の安定的な運営が図られる。 町民からの信頼の維持向上に寄与する。 	※情報セキュリティマネジメント 組織における情報資産のセキュリティを管理するための枠組みを策定し、実施すること。 ※情報セキュリティポリシー 組織における情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもの。
		②個人情報保護に関する実務研修会などを通じて、個人情報の適正な運用を推進します。	←→					<ul style="list-style-type: none"> 個人の権利利益の保護につながる。 	
			←→						

基本方針：Ⅱ 効果的・効率的な行政運営の推進

改革項目：2 職員の人材育成の推進

推進項目	実施項目	具体的な取組事項	実施（検討）年度					改革の効果	備考
			31	32	33	34	35		
(2) 職員の資質の向上	1) 人材の確保	<p>職員採用試験の多様な採用形態や方法を検討し、人材確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会人採用の実施 ・再任用制度の継続、定年延長への対応 ・都市部での採用試験の実施 ・人材確保に向けた福利厚生の充実（職員住宅、赴任手当の検討） 						<p>・多様な人材の確保や、職場の活性化及び職員体制の安定した運営が図られます。</p>	
	2) 多様な職員研修の実施・充実	①人材育成方針に基づく、採用年度・職階等に応じた計画的職場研修を実施します。						<p>・職員の能力開発や勤務意欲が喚起され、職員の資質向上が図られる。</p>	
		②職場における日常業務を通じた職場研修（OJT）を充実させ、業務に必要な基礎的知識等の習得に努めます。							
③国・道・町村会等主催の職場外研修への積極的な参加機会の確保に努めます。									
		<ul style="list-style-type: none"> ・自己提案研修及び専門職員道外研修制度等の効果的な運用 							

基本方針：Ⅱ 効果的・効率的な行政運営の推進

改革項目：2 職員の人材育成の推進

推進項目	実施項目	具体的な取組事項	実施（検討）年度					改革の効果	備考	
			31	32	33	34	35			
(3) 働きやすい職場づくりの推進	1) 超過勤務の抑制	職員の意識改革を図り、時間外勤務の抑制に向けた各種取組みを実施し、働き方改革を推進します。						・超過勤務の抑制につながるだけでなく、働き方そのものの改善が図られる。		
	2) 年次有給休暇の取得率の向上	休暇取得で心身をリフレッシュさせ、働きやすい職場づくりを実践します。 ・プラスワン休暇の取組み ・バースデー休暇の取組み						・心身をリフレッシュさせることにより、業務の意欲を高める。 ・年次有給休暇取得のための、個人及び組織単位の業務の見直しや情報共有が図られる。	※プラスワン休暇 土日などに休みを1日追加して連続休暇にすることをいいます。 ※バースデー休暇 自分の誕生日に有給休暇を取得することをいいます。	
	3) 健康診断受診及びストレスチェックの受検の推進	①健康診断の実施	・人間ドック個別周知 ・定期健診の実施にあたり、個人の受診時間を細分化し短時間でスムーズな受診を行います。						・健康管理意識の高揚につながる。 ・疾患の早期発見と体調不良の未然防止が図られる。	
		②ストレスチェックの実施	・メンタル不調に関する「気づき」の重要性周知と秘密保持の徹底を行い、安心して受検できる体制を整備します。						・職員がメンタル面で不調になることの未然防止につながる。	

基本方針：Ⅱ 効果的・効率的な行政運営の推進

改革項目：2 職員の人材育成の推進

推進項目	実施項目	具体的な取組事項	実施（検討）年度					改革の効果	備考
			31	32	33	34	35		
(3) 働きやすい職場づくりの推進	4) 労働安全衛生委員会の機能化	安全な職場をつくるために、労働環境に関する問題点の確認や解決策について、定期的に検討する機会を設けます。	←————→					・課題の共有と解決策の検討を進めることにより、職員の健康における障害防止と保持増進が図られる。	
	5) ワークライフバランスに向けた男性の家事・育児・介護等への参画の推進	男性・女性がともにいきいきと働き続けるための男性の家事と育児参加への環境づくりに取組みます。 また、男性職員が家事や育児に主体的に関わるための休暇取得や参画を後押しする職場環境に向けた取組みを検討します。	←————→					・ワークライフバランスへの気づきと実現。 ・男性職員の育児・看護・介護休暇等の取得が促進される。	※ワークライフバランス 仕事と生活の調和のことをいいます。

基本方針：Ⅲ 歳入及び歳出改革の推進

改革項目：1 計画的な財政運営

推進項目	実施項目	具体的な取組事項	実施（検討）年度					改革の効果	備考
			31	32	33	34	35		
(1) 計画的な財政運営	1) 第6次斜里町総合計画実施計画書の策定・公表	①総合計画の施策の実現に向け、財政の中期的見通しを含めた実施計画書を策定し、わかりやすい公表に努めます。						・総合計画での施策と財源が連動し、中長期的な進捗状況が把握できる。	
		②予算・決算状況について、わかりやすい公表に努めます。							
	2) 財政指標等の分析・公表	財政健全化法に基づく財政指標のほか、公会計化に伴う財務4表等の分析とわかりやすい公表に努めます。						・行財政運営の健全性が明らかになるとともに、資産・債務の適切な管理が図られる。	
	3) 行政評価の徹底	総合計画の施策の実現をめざし、公表と連動した単位施策評価を進めます。						・行財政運営の計画性と透明性が確保される。	

基本方針：Ⅲ 歳入及び歳出改革の推進

改革項目：2 歳入の確保

推進項目	実施項目	具体的な取組事項	実施（検討）年度					改革の効果	備考
			31	32	33	34	35		
(1) 町税等の収 納率維持向 上	1) 滞納処分の継 続	課税客体の正確な把握、適正な賦 課、納税者に対する意識啓発や適切な 指導に努めながら、毅然とした滞納処 分を継続して実施します。	←→					・公平・公正な納税が図られる。	
	2) 納付方法の拡 充	クレジット納付などの納付環境の 拡充について検討します。	←→	←→			→	・納税者の利便性向上が図られ る。	※クレジット納付 「クレジットカード」を使って公金の 決済（納付）を行うことをいいます。
(2) 自主財源の 確保	1) 入湯税の増税 等	入湯税の増税等について検討しま す。 ・収入増の試算と使途の明確化	←→	←→			→	・新たな観光振興対策をはじめ地 域振興等の財源が拡充される。	
	2) 受益者負担・ 公共料金の適 正化	使用料・手数料は、適正かつ定期的 な見直しを進めます。	←→	←→			↔	・定期的な見直しにより、安定的 な財政運営に資することができる。	
		水道料・下水道使用料は、経営計画 に基づく定期的な料金改定を行うよ う検討を進めます。 ・水道料の見直し ・下水道使用料の見直し ・消費税率改定に伴う見直し	←→	↔	←→	←→		↔	・事業の経営安定が図られる。 ※消費税率 2019(H31)年10月：8%→ 10%

基本方針：Ⅲ 歳入及び歳出改革の推進

改革項目：2 歳入の確保

推進項目	実施項目	具体的な取組事項	実施（検討）年度					改革の効果	備考
			31	32	33	34	35		
(2) 自主財源の確保	3) 公有財産の売却、有償貸付の促進	「斜里町公共施設等総合管理計画」において、民間譲渡施設として方針決定された公有財産の売却促進を図り、加えて民間への賃貸など有効活用を推進します。また、町有地や町有林等の売却及び売払いを進めます。	←→					・公有財産の有効活用が図られる。	
	4) 広告事業収入の確保	①広報紙、ホームページをはじめ、広告事業の拡大に努めます。	←→					・自主財源の拡大により、財政基盤の強化に資することができる。	
		②事務用封筒等への広告事業などによる収入について、調査・研究・検討を進めます。	←→					・自主財源の拡大により、財政基盤の強化に資することができる。	
5) その他自主財源の確保	インターネットを通じて不特定多数の人から資金調達する「ガバメントクラウドファンディング」など、新たな自主財源について、調査・研究・検討を進めます。	←→					・自主財源の拡大により、財政基盤の強化に資することができる。	※ガバメントクラウドファンディング 地方自治体が事業資金の用途を限定し、賛同者から寄付金を募集する仕組み。税金の控除が受けられるふるさと納税制度とクラウドファンディングを組み合わせましたものです。	

基本方針：Ⅲ 歳入及び歳出改革の推進

改革項目：3 歳出の適正化

推進項目	実施項目	具体的な取組事項	実施（検討）年度					改革の効果	備考	
			31	32	33	34	35			
(1) 団体運営補助金の適正化	1) 団体運営補助金等の適正化	団体助成のあり方については、事務事業評価の取り組みを通じて、補助金の適正化を図ります。 ・事務事業評価に連動した実施	←	→	←	→	←	→	・事務事業の再評価による長期化事業の抑制化が期待される。	
(2) 広域行政の推進	1) 広域事務事業の共同処理による効率化	共同処理により効率化が図られる事務事業について、広域行政での対応が可能か検討するほか、自治体間での協力を推進します。	←					↔	・関連する自治体間における、地域振興や経費節減が期待される。	
(3) 公営企業の経営健全化	1) 経営基盤強化	①上下水道の施設更新については、人口減少を見据えながら計画的に進めます。	↔					・ライフラインの維持が図られる。		
		②医療従事者の確保・定着に継続的に取り組みます。	↔					・医療従事者の定着により、病院運営の安定が図られる。		
		③下水道事業について、地方公営企業法の適用（公営企業会計）について検討します。また、病院事業会計の地方公営企業法の「全部適用」についても検討します。	←	→	←	→	←	→	・経営成績や財政状態など自らの経営状況のよりの確な把握が可能となる。	
	2) 経営改善による繰入金の縮減	中長期的な経営計画を策定し、収支改善に取り組み、繰入金の縮減に努めます。	↔					・収支改善が図られる。		

基本方針：Ⅲ 歳入及び歳出改革の推進

改革項目：3 歳出の適正化

推進項目	実施項目	具体的な取組事項	実施（検討）年度					改革の効果	備 考
			31	32	33	34	35		
(4) 公共施設の効率的かつ適切な管理運営	1) 公共施設等総合管理計画等の推進	①斜里町公共施設等総合管理計画に基づき、施設の適正管理を進めます。 ・P D C Aサイクルによる公共施設等総合管理計画の検証と見直し ・適正時期を踏まえた個別施設計画の策定と実行						・効率的かつ適切な公共施設等の維持管理が図られる。	
		②町有車両の一元化による効率的かつ適切な管理を進めます。						・車両の計画的な管理が図られる。 ・関連事務（車両及び保険契約、支払等）の効率化が図られる。	
(5) 環境に配慮したまちづくり	1) 環境管理システムの体制構築	環境基本計画に基づく、環境に配慮したまちづくりを推進するため、実施計画の着実な対応を図るとともに、組織全体で取り組む態勢構築を図ります。 ・みどりの環境づくり推進本部、環境審議会等にて進行管理を行います。 ・「地球温暖化防止実行計画」の推進 ・「クールチョイス事業（環境教育）」の推進						・環境に配慮したまちづくりが推進される。 ・組織全体での節電やエコへの取り組みにより、経費節減への効果が期待できる。	※クールチョイス「COOL CHOICE」 2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。